

障害者の権利を守り、発達を保障するために

みんなのねがい

11
2025
No.721



特集

実践を話すこと・書くこと

その子・その人発見の喜びを、「事実で」綴る 竹沢 清

連載

いま語りたい 心の窓を広げて 有原誠治

- 1 人として ちばかおり
- 2 【インタビュー】いま語りたい 心の窓を広げて 有原誠治
- 4 教員のはじめの一步 木澤愛子
- 6 心に種をまく 安田菜津紀
- 7 あなたに届けたいこの一冊 石井啓子
- 8 この子と歩む 須藤淑子
- 11 進め！ 推し活道 山口悠生
- 12 息子と歩く 千葉桜 洋

みんなの ねがい

2025年11月号
No.721

特集 実践を話すこと・書くこと

- 14 おもいを伝える「心の声」を大切にしたい 大川彩子
- 16 本当の「おもい」に向き合うまで 木村千秋
- 18 綴ることを続けていくために 森脇拓恵
- 20 「自分らしく」働く職場に 小林健一郎
- 22 その子・その人発見の喜びを、「事実で」綴る 竹沢 清



- 25 ニュースナビ 「いのちのとりで裁判」「天海訴訟」 坂下 共・嶺嶺建史
- 28 私ときょうだい 萩原千晶
- 30 子どものミカタ 竹脇真悟
- 32 ソーシャルワークってなんだろう？ 木全和巳
- 36 シリーズ 18歳 西園健三
- 38 暮らしの場は今 和田大輝
- 40 実践にいかす障害と医療 土岐篤史
- 42 実践の魅力 仁村菜月子
- 45 全障研の支部ニュース、紹介します 米倉拓也
- 46 みんなのひろば
- 47 BOOK／編集後記

裏表紙 おいしいひととき 小畑友希

デザイン・イラスト

うじたなおき、勝倉大和、ちばかおり
永野徹子、日本印刷、橋野桃子、山内若菜

表紙のこぼれ

東北の山あいの道をゆく。午後の日差しに照らされた里山の風景は長閑で美しい。開けた視界の先に杖をついた女性が見えてきた。長い畦道をゆっくり進んでいるのだろう、まるで時間が止まっているようだ。一枚の写真が見えた。

僕はとっさに車を止め、カメラを手に走っていった。突然目の前に現れ挨拶をする僕に、おばあちゃんは優しく微笑む。家の前にある広い畑の様子を見にいくのが日課らしい。ゆっくりと時間をかけて毎日のルーティンをこなす、彼女の人生なのだろう。写真を数枚撮ったあと、帰りの一本道をいっしょに歩いた。なんだか懐かしくて愛おしくて、抱きしめたくなった。

おばあちゃんありがとう。どうかいつまでもお元気で。



表紙=土佐和史

とさ かずふみ／写真家。1977年大阪府生まれ。全国各地に出向き、旅ゆく道で出会ったひとや風景を撮り続け作品発表を行っている。2018年に写真集出版レーベルBUFFALO PRESSを立ち上げる。写真集に、「SUNLIGHT MEMORIES」(CITYRAT press)「北関東」「路地裏に咲いた花」(いずれもBUFFALO PRESS)がある。

教員の はじめの一步

第8回

集団で楽しい授業づくりを



イラスト 勝倉大和



全障研滋賀支部

木澤愛子

きざわ あいこ／特別支援学校
教員。1992年より肢体不自由
特別支援学校で14年間、その
後は知肢併置校で主に重度重複
クラスや医療的ケアが必要な子
どもたちのクラスを担当

現在、児童生徒数400人越えの滋賀で一番の大規模校に勤務しています。人がたくさんいて、かえって人に無関心というか、みんなで何かする、力を合せるという意識が低くなるともいうのでしようか。割り振られた仕事を淡々とこなすような印象。授業も担当者任せで互いに意見を出し合うことが少なく、言わないし言わせないという感じ。ベテランと言われる年齢になった私が「こうしたら？」と言うと、「そうします」と即答されてしまったり。「こう思ったから…」とか「その方がこういう点でいいと思う」とか、あなたの思いも聞きたいのだけだな。「何をしたらいいか具体的に言ってほしい」と言われるけど、「この子たちと何がしたい?」「何が子どもたちにとっていいか一緒に考えましょう」という答えは許されないのかな? 失敗したくない、成果を上げたいと苦しんでいることもわかりますが、少し寂しい気もします。この思いを伝えられない自分にもモヤモヤ…。

みんなでつくった授業

そんな時、学部研究で、各グループ（本校では発達課題別のグループで合同学習、行事や研究など行）で「みるきく」の

◆木澤さんの連載は今月号でおわりです。第9～12回は桜井佳子さん(特別支援学級教員)の連載です

実践を 話すこと 書くこと



保育・教育の現場でも、福祉の現場でも、
年々煩雑な書類仕事が増え、深刻な人手不足も
相まって、日々の実践や子ども・仲間の様子をじ
っくり振り返る時間がつくりにくくなっているの
ではないでしょうか。

「今日、〇〇さん、あんなに楽しそうにしていたな」
「なんかいつもと様子がちがったね」「どうしてあの時あ
んなことをしたんだろう」…。日々の実践の中でのちょっ
とした気づきや疑問は、そのままにしておけば忙しい中で忘れ去
られてしまいがち。でも、それらを職員同士で話し合ったり、ちょっ
としたメモに残したりすることで、子どもや仲間のねがいに気づく大切
なききっかけになるかもしれません。

今回の特集では、実践を話すことや、書くことに焦点を当てて、それらに
どんな意味があるのかを考えてみたいと思います。

綴ることを続けていくために

社会福祉法人みなと福祉会 研修委員長 森脇拓恵

みなと福祉会は、名古屋市港区を中心に不就学の運動を前身とし、1987年に無認可のイルカ共同作業所を開所し、1990年に法人認可を受け、今年で35年目を迎えます。現在5つの日中事業所、8つのグループホーム、放課後等デイサービス2カ所、居宅支援、相談支援事業を行っています。

実践交流会は、2007年から一年の振り返りをレポートにまとめて発表し、成果と課題を確認し、また翌年度の力にしていこうと始まりました。その頃は、「レポートお願いできる？」と依頼すれば引き受けてくれる職員がいました。けれど自立支援法以後、少しずつ非正規雇用が増えていきました。それまで日中事業所では、複数の正規職員でグループを担当していましたが、徐々に複数配置ができなくなっていました。支援の記録も利用時間、送迎、食事摂取などの加算対応中心の記載になっていきました。

だんだん自主的にレポートを書くという雰囲気はなくなり、2015年度くらいから誰がレポートを書くのか、実践交流会をどうするのか、大きな負担となってきたため2018年度からレポートを書く時間を業務内に確保し、レポート作

成を研修としてしっかりと位置づけました。このレポートを通して、実践交流会を行っています。

/// はじめは書けなくても

実践レポート研修は、新規フォローアップ、2年目、事例検討研修の次の段階として行っており、年間10回開催します。また、すべての研修の基本形として、課題を自覚化する事前レポート、学びや気づきを共有するグループワーク、それらをまとめる事後レポートを続けていきます。そういった積み重ねも大切な行程だと思っています。

研修は各職場からそれぞれ送り出し、4名のレポーター、研修委員2名、アドバイザー1名で1〜2カ月に1回のペースで3時間程度行います。テーマは自由で、一人ひとり書いてきたものを音読します。それぞれペンを片手に疑問に思うところや大切だと思うところに線やマーカーを引きながら聞きます。このやり取りを繰り返して、12月の完成をめざします。

なかには筆が進まない職員もいました。Tさんは6月の集まりで「書けません」と一言。A4用紙に3行ほど仲間のことが書かれていました。「どんなこと

〈総論〉実践を記録につなぐ

その子・その人発見の喜びを、「事実で」綴る
―「書いてこそ在る」

あいち障害者センター講師

竹沢 清



“ホワイトボードを消す” 健作の本当のねがい

放課後デイの事例検討会でのこと。

自閉症の健作は、学校から事業所にやってくるなり、ホワイトボードの今日の予定を消してしまふ。そして帰宅時間になると、机を倒したり、ドアを蹴ったりする。（家で何かあるのだろうか）と勝手な憶測をしたりもした。

そのとき、指導員の高橋さんが言う。「先日、車で、いつもと反対周りで、家に送り届けた。そのとき彼はニコニコしていた」と。（そうか、彼は早く家に帰りたい。だが、健作の家はいつも最後、待ちくたびれる。ところが、高橋さんのときは、逆ルートで、1番先だった）。これまで指導員は、（見通しをもたせたい）と願って、ホワイトボードにその日の予定を書き、帰りの車種まで書き込んできた。だが健作にとっては、見るたびに嫌なことを思い起こさせ、すぐに消し

てしまっていた。（納得し、見通しのある行動を）。「見通しとは楽しみのこと」―。今、事業所では、彼の好きなクッキ―づくりや調理にとりくんでいる。

「事実と事実をつなぐと、（内面の）真実が見えてくる」。

2つの課題 「事例検討」と「場面記録」

私は実践記録の書き方を話すとき、実践のありようから始める。実践があつての記録だからだ。そして、「実践をし、記録につなぐ」ためには、「2つの課題」の吟味が大事と考えている。①実践では事例検討を、②記録では場面記録を、である。

実践のための勘所は、「その子・なかま（障害のある人）をどうとらえるか」にある。だが、一人ではむずかしい。そこで、集団の力を活かし、その子・なかま認識を深める。その営みを私は「事例検討」と言ってきた。先の、ホワイトボ



2025年11月号拡大版

「いのちのとりで裁判」 「天海訴訟」に判決

生きる、暮らす権利の通過点

この夏、人間らしく生きる権利をめぐる2つの裁判に相次いで判決が下されました。しかし、原告や支援者たちのたかひはまだ道半ばです。

障害者の暮らしの今後にもかわる、裁判の背景と現況を見ていきましょう。

いのちのとりで裁判 歴史的勝訴

きよつされん事務局長 坂下 共

生活保護基準引き下げ訴訟、通称いのちのとりで裁判は、2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷にて歴史的な原告勝訴判決を勝ち取りました。この裁判は全国29の地域で、1000人を超える原告が立ち上がり、原告・弁護士・支援者が連携してたたかっています。

生活保護費引き下げへの抵抗

訴訟の発端となったのは2013年から2015年にかけて行われた、最大10%の生活扶助費の引き下げです。引き下げの前年2012年には、お笑い芸人の家族らが不正受給しているとされた生活保護バッシングが吹き荒れ、同年12月に政権に復帰した自民党は生活保護費の10%引き下げを公約に掲げていました。

国などの違法行為を訴える行政訴訟で原告が勝訴する割合は1割程度と言われますが、いのちのとりで裁判も序盤は不当判決が続きました。2022年5月の熊本地裁で勝訴した時点で、10例の地裁判決のうち、原告勝訴判決はわずか2例。行政訴訟の壁の大きさを痛感する日が続きました。そんな流れを一変させたのが1つの報道記事でした。不当判決を出した福岡、京都、金沢地裁の判決文が酷似しており、いずれも「NHK受信料」を「NHK受診料」と誤記していたことを信濃毎日新聞が報じたのです。この「コピペ判決報道」、各地の原告・弁護士・支援者らの連携、集会や署名などを通じた市民の共感などにより、少しずつ形勢は逆転。すべての地裁判決が出そろった2025年6月時点で、31例の地裁判決のうち20例の原告勝訴判決、12例の高裁判決のうち7例の原告勝訴判決と、行政訴訟としては前代未聞の展開となりました。

最高裁判決とポイント

そうして迎えた2025年6月27日。今回は、もっとも早く高裁判決が出されており、判断が分かれていた大阪訴訟と



第8回

子どものペースに 私が「歩み寄る」ことの大切さ

この連載では、さまざまな実践者がそれぞれの実践を通して、子どもの発達や魅力について語ります。



日本福祉大学 **竹脇真悟**

私がカイちゃん（仮名）を担当したのは、カイちゃんが4年生になったときのことでした。肢体障害は軽く、入学時には一人で立つことがむずかしかったカイちゃんも、一人で30mくらいは歩けるようになっていました。また知的障害と自閉スペクトラム症も併せもっていました。特に感覚の過敏性からなのか、いつも両耳を手で塞ぎ込むポーズをしていて、食事米粒のないなめらかな形状のものしか受け付けられないなど生活上の困難さを抱えていました。

◆見てもう全力拒否！

外界の受けとめの幅も狭くて、受け入れられないことが起きると、頬に拳を強く打ちつけ続けたり、大泣きして軽げ回ったり、大人にかみついたり、小さい身体にこんなにもエネルギーがたまっていたのかと驚くような迫力で行動するので、ケガのないように押さえ込むのがやっとでした。いつ感覚の敏感さからくる「かんしゃく」が起ころのか予期できず、担任団は困っていました。

普段のカイちゃんは人なつっこく教員や友だちのことを指をくわえながらよく見ていて、〇やリたそうな瞳〇を向けて

いました。しかし、私が「カイちゃんもやってみるか」と言葉をかけ、ひよいと抱き上げて遊び仲間に交ぜようとした途端、七転八倒の大騒ぎということがよくありました。

◆成果を急いだ結果…

個別の指導計画の排泄指導の項目を「トイレを意識して支援を受けながら一人でできる」としました。前年度の引き継ぎで、トイレ指導はむずかしかったとありましたが、「慣れていけば1年でできるようになるだろう」という安易な見通しでした。

「カイちゃんトイレ行こう」とトイレ用バックを見せて誘うと、カイちゃんもついてきます。トイレの個室に入ってパンツを脱がせてあげて今やろうというときに大暴れ。座る姿勢が悪いのかなどいろいろ工夫してもだめで、個室の人が2人の格闘の時間となりました。トイレから帰って10分もたたないうちにオムツに出してしまうことが多く、タイミング的にはまちがっていませんでした。

誘うとトイレまで毎回ついてくるのに直前で全力拒否にあい、私も混乱していました。「泣いているけど、押さえてい

ソーシャルワークって なんだろう？

一度しかない生活を支え、人生に寄り添い、

かけがえのない生命を共に輝かせるために

第8回

ソーシャルワークと アドボカシー



日本福祉大学

木全和巳

きまた かずみ／日本福祉大学社会福祉学部。児童養護施設、知的障害児施設等を経て現職。研究テーマはソーシャルワーク、セクシュアリティ、権利保障など。著書に『〈しょうがい〉と〈セクシュアリティ〉の相談と支援』（クリエイツかもがわ）など

アドボカシーとは

「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません」。

2007年に制定された豊田市子ども条例の「前文」の一部です。私は、この条例の作成に関わり、制定後は、子どもの権利擁護委員（オンブズパーソン）として8年間活動をしてきました。子どもの権利擁護委員は、「子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援する」ことを職務とする独立した第三者です。

ずっと紹介しているグローバル定義の実践のところには、

「ソーシャルワークの実践は、さまざまな形のセラピーやカウンセリング・グループワーク・コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入など、広範囲に及ぶ」とあります。ここのもので言えば、アドボカシーという活動や実践にあたります。アドボカシーというこのカタカナ言葉も、わかりやすく説明することはなかなかむずかしいですね。ごくごく簡単に説明すると、次のようになります。

アドボカシーという言葉は、ラテン語の「voco（声を上げる）」に由来します。さまざまな人間としての権利を侵害されている人たちの意見表明の支援や擁護、代弁する活動で

す。ソーシャルワークの分野では、個人や集団やコミュニティがエンパワメントすることを支援する技術や方法の一つになります。

特に、法的な権利に関わる諸問題に関して、①侵害されている、あるいは脅かされている本人（集団、コミュニティ）の権利性を明確にすることを支援すること、②その権利性を侵害する阻害要因との対決を支援すること、③それらの問題を解決するからやさまざまな支援を活用するからを高めることを支援する方法と技術の総体を言います。

制度改善の要請

私に関わった一つの事例を紹介します。重度の知的発達の遅れと歩行にもふらつきがあり突発的な発作もある当時中学部3年生の事例です。入所している児童福祉施設において機能障害が重度であるため入所の継続が困難という理由で、契約打ち切りの要請が保護者に出されました。

子どもの権利相談室は、保護者からの相談を受けつつ、当該の児童相談所、児童福祉施設との調整にあたりました。児童相談所においても対応がなされました。しかしながら、結果的に、①中学部卒業の年に特別支援学校高等部に進学できなかったこと、②事業者から利用者への入所支援サービス利用契約書に要件記載のない解除通告が保護者になされたこと、③近隣の障害児施設に入所できなかったことの3点において、権利侵害の可能性が認められると判断し、権利擁護委員による発意案件として、児童相談所、児童福祉施設、当該

特別支援学校、当該障がい福祉課の担当者から聞き取りを行うなどの調査を実施しました。

経過は省略しますが、調査の結果、関係機関に、以下のような制度改善について要請をしました（当該の施設、児相、学校、教育委員会の方々には真摯に対応いただきました）。

「①機能障害が重度である児童にとっても、青年期には青年期らしい成長と発達を保障する教育は、必要不可欠である。本児童のような知的障害と肢体不自由の谷間にある児童も受けとめられる高等部入学のための環境改善が求められる。

②高等部への進学に関して、時期の空白を生み出さないために、転居の可能性がある場合など、仮に入学を認め、転校をしやすくするなど、柔軟な制度の運用が求められる。

③高等部に通うためのバス通学において、中継地点までの送迎や通学バス内における発作等への対応の人員の増加、また通学における移動支援事業の柔軟な活用などの環境の改善が求められる。

④生活の場である重度の知的障害と歩行にもふらつきがあり突発的な発作もある児童を入所させることができる児童福祉施設が愛知県にも必要であり、整備が求められる。

⑤入所施設における利用契約の利用であっても、児童相談所が、当該入所施設や一時帰宅の際のヘルパーの利用など市町村の障害児相談機関等と連携をしつつ、「支援指針」等の支援の計画を作成すること、および、計画に沿ってモニタリングを行うなどの支援が継続できるような体制を整備することが求められる」と。



第7回

専攻科でなかまや保護者と学ぶ 「主権者教育」 ～学び、知り、考え、投票行動に移す



鹿児島 ユーススコラ鹿児島

西園健三

18歳成人を実感できるもの

福祉型専攻科・大学「ユーススコラ鹿児島」では、18歳が成人となった2022年度から、以前の「成人式(成人を祝う会)」と同じように、20歳で祝う会を行っています。また障害年金が出るのも飲酒や喫煙ができるようになるのも20歳のままです。では、知的障害や発達障害のある彼らが、成人を実感できるものといえは何でしょう。携帯電話や資格取得、パスポート、結婚などが親の同意なしに契約などできますが、なかなか実感はもちにくいものです。やはり、より身近に感じられるものは選挙権だと思います。

法人全体でのとりくみと学び

私たちの法人「麦の芽福祉会」では、成人の事業所に「障害者の生活と権利を守るかごしまの会」(障全協かごしま)のメンバーがいて、要求運動の中で、障害者の参政権をしっかりと

位置付けて選挙のバリアを取り除いてほしいと活動していました。そのため、全国の動きとも連動して、「障害をもつ人の参政権保障連絡会」の方を講師に、ZOOMで全事業所を結び学習会を開催しました。日本の選挙の歴史では、みんなががんばって選挙権を勝ちとってきたこと、期日前投票や自分で書くことがむずかしい人には代理投票という方法もあること、どの人や政党に投票するかを知るために話し合いの場をもつことなど、多くを学びました。

また、授業としてみんなで期日前投票所に見学に行き、実際に投票券を持っている学生にはそこで投票してもらったり、選挙公報を参考にどんな人を選ぶかを学んだりしています。授業の様子は地元の新聞社にも取材をしてもらい、専攻科での選挙学習についての記事を紹介してもらっています。障害があっても「主権者教育」の大切さを知ってほしいのです。



仕事とは、夢の実現！

北海道 さっぽろひかり福祉会 小畑友希

ここでは誰もがプロフェッショナル。なぜなら、私たちのパンや大福を地域の方たちが楽しみに待っているからです。こだわりは、焼きたて・つくたて。今日つくったご馳走を、今日みなさんに食べていただきたい。こだわりは、地産地消。「北海道産小麦はるゆたか」のパンと「北海道風連町産はくちょうもち」の大福。A型事業所パン工房ひかり・大福屋ひかりは、量をたくさんつくるので忙しい。だけど、ここは私たちの会社、私たちの自信作、みなで助け合って、役割を分担して、時間に間に合わせて、お客様の笑顔につなげたい。お仕事と仲間とお給料と、それが私たちの夢の実現につながる。

